

大学院第一種奨学金の予約採用者方へ

令和6年度より大学院修士段階における「授業料後払い制度」が始まります。

「授業料後払い制度」は、「第一種奨学金」と併用不可となります。そのため、「授業料後払い制度」を利用する場合は、進学届の手続きで「第一種奨学金」を辞退してください。

「授業料後払い制度」の概要については、以下のとおりです。

進学届提出までに、よく検討したうえで、手続きを行ってください。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」

令和6年度から国による大学院修士段階相当「授業料後払い制度」が導入されることになりました。

「授業料後払い制度」とは、

令和6年度から大学院修士段階(修士課程・博士前期課程・専門職学位課程)の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みです。

※大学院修了後の所得に応じた額を月々国へ返還が必要となります。

対象学種

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程

※正規生のみ

対象者

令和6年度以降に大学院(修士相当)に進学した者で、以下の条件を満たす者

※令和6年度は入学した時期で申請対象の要件が異なります。

※外国人学生においては、在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者」等の場合は申請可。「留学」等の場合は申請不可。

① 令和6年度春入学者(すべてに該当)

- ・大学(学部)在籍時に「高等教育の修学支援新制度(JASSO給付奨学金)」の交付を受けたことがある者
- ・令和6年3月に大学を卒業し、就労等を挟まずに同年4月に大学院に入学した者(ストレートマスターの学生)

② 令和6年度秋以降の入学者

- ・日本学生支援機構(JASSO)の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の申請資格、家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

制度の概要



説明動画 YouTube <https://youtu.be/AJr1kcYPIME>

「授業料後払い制度」は、「授業料支援金」 + 「生活費奨学金」の無利子の貸与奨学金の扱いとなります。

- ・「授業料支援金」については、授業料相当額が学生を介さず、国から直接大学に振り込まれます。
- ・「生活費奨学金」については、月額2万円又は4万円(選択)の貸与を受けることができ、貸与額に加算され学生に振り込まれます。(振込額は保証料を差し引いた金額)
- ・「機関保証」の加入が必須のため、保証料が発生します。
- ・返還方式は「所得連動方式」となり、大学院修了後の所得や扶養する子供に数に応じて返還する月額が変動します。※返還する総額は変わりません。

〈注意事項〉

- ・授業料後払い制度を利用する者は、決定まで授業料を支払わないでください。
- ・授業料後払い制度は、第一種奨学金(無利子)との併用はできません。第二種奨学金(有利子)は併用可能です。
- ・「機関保証」の加入が必須なため、大学院修了後に「授業支援金」+「生活費奨学金」+「保証料」の返還が必要となります。
- ・返還方式は、「所得連動方式」のみです。「定額返還方式」は選択できません。
- ・年度途中で、「授業料後払い制度」から第一種奨学金(逆も)に変更することはできません。
- ・第一種奨学金の予約採用候補者で「授業料後払い制度」を利用する者は、予約採用を辞退する必要があります。
- ・2024年4月入学者においては、「生活費奨学金」の初回振込日は、最短で2024年11月以降となります。11月まで手元に奨学金が入金されないため、修学に支障がある場合は、第一種奨学金を選択してください。
- ・「特に優れた業績による返還免除内定制度」は、2024年度に限り「授業料後払い制度」には適用されません。返還免除内定制度を申請している方は、「授業料後払い制度」への申請はお勧めできません。
- ・第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者の判定を行う。
- ・大学独自の授業料免除で免除された金額は貸与額から減額されます。

申請方法及び申請時期

大学ホームページ及びキャンパススクエア掲示板でお知らせします。

2024年4月入学者は4月に申請希望調査を行います。

後払いとできる授業料の額

- ・年額535,800円を上限として大学が請求する授業料(予定)